

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

高知市長 様

住 所
氏 名
(法人にあつては 名称及び代表者氏名)

県外産業廃棄物処理（受託）協議書

処理をしようとする者（処分受託者や自己処理者）が協議者となります

県外で排出される産業廃棄物の処理を下記のとおり行いたいので、高知市産業廃棄物処理指導要綱第13条第1項の規定に基づき、協議します。

記

処理を行う施設、処理の内容を全て記載
※許可を受けている場合は許可番号を記載

処 理 を 行 う 施 設		破砕施設			
処 理 の 内 容		破砕			
処理開始予定年月日		令和〇年〇月〇日（又は承認が下り次第）			
処 理 を 行 う 産 業 廃 棄 物	種 類	年 間 処 理 (受託)上限数量	左の内訳		
			保管量	中間処理量	埋立処分量
	廃プラスチック類	1,000 t		1,000 t	
	計	1,000 t		1,000 t	
排 出 事 業 者	事業者の名称	事業者の名称を記載			
	事業場の名称 及び所在地	事業場の名称及び所在地を記載			
	廃 棄 物 の 発 生 工 程	例：樹脂製品の製造工程で発生			
収 集 ・ 運 搬 の 方 法		処理を行う施設までの収集運搬の行程を記載			
特定有害産業廃棄物を 含む又は含む可能性が ある場合はその内容※					

記載しきれない場合は別紙とする

収集運搬を委託する場合は収集運搬業者名を記載

記載に代え、WDSの添付が可能

【添付書類】

- 産業廃棄物成分表（別添1）（協議者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく優良認定を受けている場合は、添付を省略できる。）
- 排出事業者の誓約書（別添2）

【備考】

- ※印の欄については、記載に代えて廃棄物データシート（WDS）を添付することができる。
- 収集・運搬の方法欄は、収集・運搬（積替え）の流れ、収集運搬業者の名称及び許可番号を記載すること。

産 業 廃 棄 物 成 分 表

排 出 事 業 者 名 称				代 表 者 氏 名			
事 業 者 の 所 在 地							
産 業 廃 棄 物	種 類				通 称 名		
	外 観		色		荷 姿		
	形 状		臭 気		そ の 他		
取 扱 上 の 注 意	爆 発 、 可 燃 性						
	毒 性 、 病 原 性						
	運 搬 上 の 注 意						
	他 物 質 と の 混 合						
具 体 的 な 性 状	主 成 分					B O D (mg/l)	
	混 合 成 分					C O D (mg/l)	
						p H	
	毒 劇 物 成 分					水 分 % 油 分 %	
	有 害 物 質		含 有 量 (mg/kg)	溶 出 試 験 (mg/l)		備 考	
	業 種 ・ 施 設 ごと に 証 明 が 必 要 な 物 質 を 選 択 し 記 入	ア ル キ ル 水 銀					
		水 銀 又 は そ の 化 合 物					
		カ ド ミ ウ ム 又 は そ の 化 合 物					
		鉛 又 は そ の 化 合 物					
		有 機 燐 化 合 物					
		六 価 ク ロ ム 化 合 物					
		砒 素 又 は そ の 化 合 物					
		シ ア ン 化 合 物					
		P C B					
		ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン					
		テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン					
		ジ ク ロ ロ メ タ ン					
		四 塩 化 炭 素					
		1・2-ジクロロエタン					
		1・1-ジクロロエチレン					
		シス-1,2-ジクロロエチレン					
		1,1,1-トリクロロエタン					
		1,1,2-トリクロロエタン					
		1,3-ジクロロプロペン					
		チ ウ ラ ム					
	シ マ ジ ン						
	チ オ ベ ン カ ル プ						
ベ ン ゼ ン							
セ レ ン							
1,4-ジオキサン							
ダ イ オ キ シ ン 類							

備考 この表は、産業廃棄物の種類ごとに一葉ずつ作成のこと。

別添 2（第13条関係）

年 月 日

高知市長 様

排出事業者 住 所

氏 名 (※)

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

当事業場から発生した産業廃棄物を高知市内へ搬入し、その処理を委託するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当事業場の産業廃棄物が中間処理又は最終処分に至るまで、排出事業者としての責任を自覚し、収集・運搬業者及び処分業者を十分監督するとともに、当該産業廃棄物の処理の過程で問題が生じた場合には、高知市の指導に従い適切に対処します。
- 2 委託した産業廃棄物の処理に関し、帳簿を備えつけ、5年間保存するとともに高知市から報告を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 処理を委託した産業廃棄物に関して、高知市が実施する当事業場に対する現地調査には協力します。